

見直しを行う技術基準の一覧(消費)
(見直しのポイント)

発破(規則第53条関係)

項	消費に係る技術基準項目	対象物	技術基準の目的					見直しの方向性		
			火薬類の消費時等の被害抑制策	火災		その他		性能規定化	規則のスリム化、整理統合	基準の見直し
				発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理 その他(危害予防等)			
1項	火薬類の発破を行う場合は次の各号の規定を守られなければならない。	消費場所								
九	火薬類装てん時の措置	消費場所	○			○			○	
十	装てん設備は、異常時に、直ちに装てんを中止することができる構造とすること。	消費場所	○			○			○	
十一	装てん設備に備え付ける装てんするためのホースは静電気等に対して安全な措置を講ずること。	消費場所	○			○	-	-	-	
十二	装てん設備の内面は腐食し難く、かつ、特定硝酸アンモニウム系爆薬の分解を促進させない材質を用いたものとする。	消費場所	○			○			○	
十三	装てん設備を使用するときは、金属部は接地しておくこと。	消費場所	○			○	-	-	-	
十四	強風時の装てん設備周辺における散水等の措置	消費場所	○			○			○	
十五	装てん設備により特定硝酸アンモニウム系爆薬を装てんする場合は、適切な圧力により装てんを行うこと。	消費場所	○			○			○	

見直しを行う技術基準の一覧(安定度試験)

(見直しのポイント)

安定度試験を実施すべき火薬類の期間(規則第57条関係)

項	安定度試験に係る技術基準項目	対象物		技術基準 の目的	見直しの方向性		
		硝酸 エステル 及びこれ を含有す る火薬・爆 薬	硝酸 エステルを 含有し ない爆薬		性能規 定化	規則の スリム 化、整 理統合	基準の 見直し
1項	安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、次の各号に掲げるものとする。	○	○	○			○
一	硝酸エステルおよびこれを含有する火薬・爆薬の期間	○		○			○
二	硝酸エステルを含有しない爆薬の期間		○	○			○
2項	製造年月日が不明なものの期間	○	○	○			○

安定度試験(規則第58条関係)

項	安定度試験に係る技術基準項目	対象物		技術基準 の目的	見直しの方向性		
		硝酸 エステル 及びこれ を含有す る火薬・爆 薬	硝酸 エステルを 含有し ない爆薬		性能規 定化	規則の スリム 化、整 理統合	基準の 見直し
1項	火薬類の種類毎の安定度試験の実施区分(実施時期・種類)	○	○	○			○
2項	輸入火薬類の安定度試験の実施時期・種類	○	○	○			
3項	安定度試験に供する試料	○	○	○			
4項	安定度試験の免除	○		○			

遊離酸試験(規則第59条関係)

項	安定度試験に係る技術基準項目	対象物		技術基準 の目的	見直しの方向性		
		硝酸 エステル 及びこれ を含有す る火薬・爆 薬	硝酸 エステルを 含有し ない爆薬		性能規 定化	規則の スリム 化、整 理統合	基準の 見直し
1項	遊離酸試験の方法は左の各号の規定によらなければならない。	○	○	○		○	
一	(遊離酸試験の具体的方法)	○	○	○		○	
二	(遊離酸試験の具体的方法)	○	○	○		○	

見直しを行う技術基準の一覧(安定度試験)

(見直しのポイント)

項	安定度試験に係る技術基準項目	ル及びこれを含有する火薬・爆薬	明瞭エステルを含有しない爆薬	火災(発火防止)	性能規定化	規則のスリム化、整理統合	基準の見直し
1項	遊離酸試験器、耐熱試験器、加熱試験器等は、経済産業大臣が告示で定めるものを使用すること。	○	○	○		○	

【第64条】現行通り

見直しを行う技術基準の一覧(廃棄)

(見直しのポイント)

廃棄に関する技術上の基準(規則第67条関係)

項	廃棄に係る技術基準項目	技術基準 の目的	見直しの方向性		
			性能規 定化	規則の スリム 化、整 理統合	基準の 見直し
1項	火薬類の廃棄については、次の各号の規定を守らなければならない。	火災(発火 防止)	○		
一	火薬又は爆薬の処理方法		○		
二	凍結したダイナマイトの処理方法		○		
三	工業雷管、電気雷管又は信号雷管の処理方法		○		
四	導火線の処理方法		○		
五	導爆線及び制御発破用コードの処理方法		○		
六	導火管付き雷管の処理方法		○		
七	実包又は空包の処理方法		○		
八	銃用雷管の処理方法		○		
九	その他の火工品の処理方法		○		
2項	爆発処理又は燃焼処理する場合の措置				
3項	不発弾等の廃棄を行うためには不発弾廃棄処理場を設けること。				
4項	不発弾等廃棄処理場に係る基準				
5項	不発弾等を爆発処理又は燃焼処理する場合の処理方法。				
6項	不発弾等を爆発又は燃焼以外の方法により処理する場合には処理設備を用いること。				
7項	不発弾等の廃棄に係る特則規定				

【第66条】現行通り